

◎所得割から控除しきれなかった配当割額及び株式等譲渡所得割額控除額(控除不足額)は _____円です。

(注意) 黒色の太枠内の事項については、年税額に異動がない場合は記載を省略しています。

(備考)

1 この様式は、市民税・県民税・森林環境税の普通徴収税額を変更した場合の納税者への通知書である。

2 様式の下欄には、教示について記載することができる。